様式第３号

専門アドバイザー支援事業

参加にあたっての留意事項及び誓約書

ご参加にあたりまして、以下の事項についてあらかじめご了承下さい。

１．当事業での支援内容について

　専門アドバイザー支援事業（以下、「当事業」という。）は、６次産業化等を実践する、または実践しようとする農林漁業者等に対し、専門アドバイザーによる課題解決に向けた実践的なセミナー及び個別相談会を実施し支援することで、意欲的な生産者等の掘り起こしを促進し、かつ本市農水産物であるあおもり産品を活用した新たな付加価値の創出に寄与し、もって地域の活性化及び本市農水産業の振興に資することを趣旨として実施される事業です。当事業において行われるアドバイスに基づき、行為を行うか否かの判断は、参加される利用者の責任において行ってください。また、相談内容に応じて、適切な支援機関や外部専門家等を紹介する場合もあります。なお、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行行為は行っておりません。

２．事業者情報、個人情報及び相談内容等の取扱いについて

　当事業では、営業秘密及び個人情報の取扱いについて関連法令を遵守しますが、以下の点については、あらかじめご了承願います。

　１．個人情報の利用目的について

　　 ① セミナー及び相談会等運営業務に係る事務局業務のため

　　 ② いただいた問い合わせや相談に対する回答を行うため

　　 ③ アンケート集計等の業務のため

　　 ④ 情報提供等の連絡（メール配信等電子媒体を含む）及び発送に係る業務のため

　　 ⑤ その他、必要に応じて参加者を特定し連絡を行うため

　２．第三者提供

　　以下の場合を除き、提供いただいた個人情報を第三者に提供することはありません。

　　 ① 収集した目的の範囲内で、業務を外部へ委託する場合

　　 ② 情報の提供や共有について、本人の同意がある場合

　　 ③ 生命・身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要があると認

　　　　められる場合

　　 ④ 法令等により提供を求められた場合

　３．その他、ご承諾・ご誓約いただきたい事項について

　■青森市及びアドバイザー等は、アドバイスの内容の完全性・有効性・確実性・適合性等　　について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、青森市及びアドバイザー等は一切の責任を負いません。

　■利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の参加をお断りする場合があります。

　　① 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

　　② 大声・奇声を発するなどして支援業務を害する行為

　　③ 不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為

　　④ 宗教活動又は政治活動並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為

　　⑤ 物品・サービス等の営業行為

　　⑥ 青森市が支援業務の運営上、支障をきたすと判断した行為

　■支援当該年度に市税の滞納がないことを誓約します。（法人の場合は役員を含む）

　■青森市暴力団排除条例（平成２３年青森市条例第３３号。）を将来にわたって遵守することを誓います（法人の場合は、役員・使用人・従業員等を含む）。

　■申請にあたって提出した全ての書類に偽りのないことを誓約します。

　■その他法令を、将来にわたって遵守することを誓います（法人の場合は役員を含む）。

　　留意事項について了承し、また、必要に応じて個人情報を確認・使用することについて

　同意します。

　　※住所・氏名は、自署願います。

　　※法人の場合は、代表者印を押印するとともに役員名簿等を添付願います。

　　　また、代表者のみならず関係するすべての者について、誓約内容を確認願います。

　　　　　　　年 　月 　日

 　　　　　　　　　　　　　　（誓約者）

　　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　名称又は氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　団体等の場合代表者氏名